

おくやみの掲載について

死亡届が役場窓口へ提出された際、届出人の方へ、おくやみの掲載を希望されるか確認を取っています。

おくやみの掲載は、①村広報誌②サイボード③新聞（3社）となっており、いずれも無料です。

サイボードには、喪主や通夜・葬儀の日程などを詳しく掲載することができますのでご利用ください。

なお、土・日・祝日の届出の場合、サイボードへの掲載は休み明けとなりますのでご了承ください。（通夜・葬儀がすでに終わっていても2日間掲載します。）

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：熊谷

斎場のご利用について

死亡届が役場窓口へ提出された際、届出人の方へ火葬の希望日時を確認のうえ、斎場使用許可書を発行しています。

火葬は、死亡時刻から24時間経過後可能となり、当村の火葬の開始時刻は下記のとおり1日2回となっています。（所要時間は約2時間です）

また、役場へ死亡届を提出された当日の火葬はできません。翌日以降となりますのでご了承ください。

なお、ご遺体の腐敗が進んでいるなど、やむを得ない事情がある場合は、担当までご相談ください。

火葬開始時刻	
午前10時	午後2時

※1月1日、8月13日は、休場日となっています。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：竹内、熊谷

PCB廃棄物の処分期限が迫っています！

ポリ塩化ビフェニル（PCB）は、過去には電子機器の絶縁油などに使用されていましたが、有害性が認められ、現在は製造や新たな使用が禁止されています。

PCBが含まれている廃棄物（PCB廃棄物）を保管している事業者は、毎年6月末までに、その保管や処分の状況を県などに届け出るようになっていきます。

また、PCB廃棄物は、法律で定められた期限までに処分することが義務付けられています。

その中でも特に、高濃度PCB廃棄物の期限が迫っています。変圧器やコンデンサーについては平成34年（2022年）3月末までに、安定器などについては平成35年（2023年）3月末までに処分しなければなりません。

PCB廃棄物は、期限内に処分しましょう。

詳しくは、県庁HP「PCB」で検索してください。

【お問合せ】 県環境保全課 ☎017-734-9248